

広島市教育委員会規則第 1 号

令和 7 年 3 月 2 7 日

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市立中央図書館条例施行規則（昭和 4 9 年広島市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 中央図書館

(ア) 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 4 日まで

(ウ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）

(エ) 特別整理期間 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において 7 日以内

イ 分館

(ア) 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日
日に当たるときは、その直後の休日でない日

(ウ) 12月29日から翌年の1月4日まで（ただし、1月4日が月
曜日に当たるときは、1月5日まで）

(エ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日
又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休
日に当たるときは、その前日）

(オ) 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において
7日以内

第3条第1項第1号ウからオまでを削り、同項第2号ア中「及び分館
（まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。）」を削り、同
号ア(ア)中「火曜日」を「月曜日」に、「午前9時から午後7時まで」を
「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ア(イ)中「午前9時から午後
5時まで」を「午前10時から午後6時まで」に、「中央図書館」を「多
目的室及び自習室」に、「7月及び8月は、午前9時から午後6時まで」
を「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ
を同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 分館（まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。）

(ア) 火曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前9
時から午後7時まで

(イ) 土曜日、日曜日、休日及び８月６日 午前９時から午後５時まで

第３条第２項中「第７条」を「第１４条第１項」に、「同条」を「同項」に改める。

第７条を第８条とする。

第６条中「別表」を「別表第２」に改め、同条を第７条とする。

第５条を第６条とする。

第４条第１項及び第２項中「第８条第１項」を「第１５条第１項」に改め、同条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

(使用の許可の手続)

第４条 条例第４条第１項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

２ 条例第４条第１項の許可の申請は、その申請に係る使用日の３か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３ 教育委員会は、条例第４条第１項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

４ 条例第１４条第１項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第１項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。